

令和 7 年度  
知多墓園<sup>がっそう</sup>合葬式墓地  
利用者募集要項



知多市環境政策課



令和7年度の知多墓園合葬式墓地の利用者を募集します。

募集要項をよくお読みいただき、各事項を確認・了承のうえ申請してください。

### 募集の概要

| 墓所の種類 | 申請資格       | 永代使用料  | 募集数 | 使用期間 | 維持管理料 |
|-------|------------|--------|-----|------|-------|
| 合葬式墓所 | 市内在住者      | 15万円   | 43体 | 永年   | 不要    |
|       | 市内に墓所を有する方 | 22万5千円 |     |      |       |

### 募集スケジュール

※期日、期間等の各日程は変更となる場合があります。

| 内 容          | 期日、期間                        |
|--------------|------------------------------|
| 募集要項の配付期間    | 7月 1日（火）～ 8月29日（金）           |
| 申請受付期間       | 7月 1日（火）～ 8月29日（金） <b>必着</b> |
| 利用者の決定日（抽選日） | 9月 5日（金）                     |
| 利用者決定通知書の発送日 | 10月14日（火）～                   |
| 永代使用料の納付期間   | 10月14日（火）～10月31日（金）          |
| 利用許可証の発送日    | 12月 1日（月）～                   |
| 埋蔵手続きの実施     | 12月 1日（月）～                   |

### 知多墓園合葬式墓地の概要

- ・墓所区画で分かれていてそれぞれに墓標を設ける従来の墓地とは異なり、1つの墓地に多くの焼骨（火葬した遺骨）を埋蔵する形式の墓地です。
- ・墓の引継ぎ（承継）や墓所の清掃管理等は必要ないため、お墓を引き継いでいくことに不安がある方にも安心して使用していただけます。
- ・モニュメント（石碑）として墓地の中央に5本の石柱を配置し、芝生で覆われた土の中に焼骨を埋蔵します。参拝スペースとして、献花台を設けています。
- ・埋蔵できるのは、申請者が管理している親族の焼骨と、生前申請として申請者本人のみです。

# 目次

## ページ

### 合葬式墓地について

|                 |   |
|-----------------|---|
| 合葬式墓地の特徴 .....  | 1 |
| 合葬式墓地の注意点 ..... | 1 |

### 令和7年度利用者募集における申請について

|                 |   |
|-----------------|---|
| 申請者の資格 .....    | 2 |
| 埋蔵の対象 .....     | 2 |
| 募集数 .....       | 2 |
| 永代使用料 .....     | 2 |
| 申請方法 .....      | 2 |
| 申請に必要な書類 .....  | 2 |
| 申請における注意点 ..... | 4 |
| 利用者の決定 .....    | 4 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 利用開始について .....      | 5 |
| 申請から埋蔵までの主な流れ ..... | 5 |

|            |   |
|------------|---|
| 問合せ先 ..... | 5 |
|------------|---|

|                     |   |
|---------------------|---|
| よくある質問（Q & A） ..... | 6 |
|---------------------|---|

|               |   |
|---------------|---|
| 知多墓園案内図 ..... | 7 |
|---------------|---|

|                 |   |
|-----------------|---|
| 知多墓園墓所案内図 ..... | 8 |
|-----------------|---|

## 合葬式墓地について

合葬式墓地は、墓所区画が分かれていてそれぞれに墓標を設ける従来の墓地とは異なり、一つの墓地に多くの焼骨（火葬した遺骨）を埋蔵する形式の墓地です。

### 合葬式墓地の特徴

- ・ 芝生で覆われた盛土タイプの合葬式墓地で、1,118体分を埋蔵できます。
- ・ 中心にモニュメントを設置し、参拝スペースとして献花台を設けています。
- ・ 納骨袋に入れた焼骨を芝生下の土の中に埋蔵し、自然に還す形態です。
- ・ 埋蔵スペースは、1体分の焼骨につき約50cm四方です。
- ・ 墓の引継ぎ（承継）や墓所の清掃管理等は必要ありません。墓の承継者が見込めない方や、家族への負担を心配される方に適しています。
- ・ 宗旨、宗派を問わずに利用できます。

### 合葬式墓地の注意点

合葬式墓地の性質上、下記内容に同意のうえで申請してください。

- ・ 焼骨の埋蔵は墓園管理者で実施します。埋蔵日の指定や立会いはできません。
- ・ 埋蔵場所の指定はできません。場所をお知らせすることもできません。
- ・ 火葬を行った遺骨（焼骨）のみ埋蔵できます。
- ・ 故人の氏名等が書かれた記名板や、私物等の設置はできません。
- ・ 焼骨が埋蔵される墓地部分は立入禁止です。参拝は献花台前でお願いします。
- ・ お供え物は献花台への献花のみ可能です。衛生上及び景観上の観点から、参拝後にはお持ち帰りください。また、線香等の火気取り扱いのご遠慮ください。
- ・ 永代供養ではありません。（市は宗教的活動をできないため供養は行いません）
- ・ 埋蔵した焼骨は返還できません。合葬式墓地からの改葬や分骨も行えません。
- ・ 他の墓地等に分骨していた焼骨を追加で埋蔵することもできません。

# 令和7年度利用者募集における申請について

## 申請者の資格

- 次のいずれかに該当する方
  - ・ 市内に引き続き6か月以上住所を有する方（住民基本台帳に登録のある方）
  - ・ 市内に墓所を有する方

## 埋蔵の対象

- 申請者が管理している親族の焼骨
- 生前申請として申請者本人
  - ※あらかじめ埋蔵する方（被埋蔵者）を決めて申し込んでください。
  - ※利用許可を受けた方のみ埋蔵することができます。

## 募集数

- 焼骨 43体分
  - ※ 1件の申請につき4体分まで（申請者本人の生前申請を含む。）

## 永代使用料

- 1体分の焼骨につき、15万円（申請者が市外在住の場合は5割増）
  - ※永代使用料は墓所の使用権料です。（墓所を売却するものではありません。）
  - ※焼骨を埋蔵せず、利用許可日以後10年以内に権利を返還した場合は、一部返金します。

## 申請方法

- 受付期間 7月1日（火） ～ 8月29日（金）**必着**
- 提出方法 市環境政策課窓口への持参 または 郵送
- 提出先 〒478-8601  
知多市緑町1番地  
知多市役所 環境政策課 知多墓園担当

## 申請に必要な書類

**親族の焼骨を埋蔵する場合** : ①、②、③、④、⑤

**生前申請のみ行う場合** : ①、②、⑤

**※申請者が市外在住の場合** : 上記の書類+⑥

- ① 知多墓園利用許可申請書（指定用紙）
  - ※生前申請は、申請者本人分のみ申請できます。
  - ※ご家族など複数人の生前申請をご希望の場合は、それぞれ本人が自身の分を申請する必要があります。1人につき永代使用料が15万円必要になります。
- ② 申請者の住民票（本籍記載のあるもの。発行から3か月以内のもの。）

- ③ 焼骨が存在することを確認できる書類（焼骨 1 体分につき 1 部）【以下参照】
  - ④ 親族の焼骨であることを確認できる書類【以下参照】
  - ⑤ 知多墓園利用許可申請チェック表（指定用紙）
  - ⑥ 市内に墓所を所有することを確認できる書類
- ※墓地利用許可証の表裏面コピー、埋蔵証明書のコピーなど

### ③焼骨が存在することを確認できる書類について

下記のうちいずれかの書類を、焼骨 1 体分につき 1 部提出をお願いします。

#### ●焼骨を自宅等に保管してある場合 ⇒ 火葬許可証のコピー

- ・死亡届の提出時に交付され、火葬場での火葬後に喪主に返却される火葬許可証のコピーが必要です。
- ・紛失された場合は、死亡届を提出した市役所等にて再発行を行ってください。（知多市で再発行する場合、「火葬許可証発行済証明書」が交付されます。）
- ・火葬許可証は、利用許可後に埋蔵手続きをする際に原本の提出が必要です。

#### ●焼骨を知多墓園に埋蔵してある場合 ⇒ 知多墓園利用許可証の表裏面コピー

- ・知多墓園（第 1 号または第 2 号墓所）に埋蔵してある焼骨を合葬式墓地へ改葬するために申請する場合は、知多墓園利用許可証の表裏面のコピーが必要です。
- ・紛失された場合は、市環境政策課にて再発行の手続きを行ってください。

#### ●焼骨を知多墓園以外の墓地に埋蔵してある場合 ⇒ 埋蔵証明書のコピー

- ・既に他の墓地（地区管理墓地、寺院の墓地）等に埋蔵してある焼骨を合葬式墓地へ改葬するために申請する場合は、焼骨が埋蔵してあることを証明する埋蔵証明書のコピーが必要です。
- ・墓地管理者に発行を依頼してください。（焼骨を納骨堂に収蔵してある場合は、収蔵証明書のコピー）

### ④親族の焼骨であることを確認できる書類について

申請者と被埋蔵者全員との親族関係が分かる書類の提出をお願いします。  
（コピー可）

**例 1**：配偶者の焼骨を埋蔵する場合⇒申請者の戸籍謄本

（申請者の戸籍謄本に配偶者の名前が記載されていることで、関係を確認できるため）

**例 2**：父母の焼骨を埋蔵する場合⇒申請者の戸籍謄本

（申請者の戸籍謄本に父母の名前が記載されていることで、関係を確認できるため）

**例 3**：祖父母の焼骨を埋蔵する場合⇒申請者及び父母の戸籍（除籍）謄本

（申請者の戸籍謄本に父母の名前が記載されており、父母の戸籍（除籍）謄本に祖父母の名前が記載されていることで、関係を確認できるため）

**例4**：兄弟の焼骨を埋蔵する場合⇒申請者及び当該兄弟の戸籍（除籍）謄本（申請者の戸籍謄本及び当該兄弟の戸籍（除籍）謄本に父母の名前が記載されていることで、関係を確認できるため）

## 申請における注意点

### ①先着順ではありません。

- ・募集数を超えた場合は、抽選を行います。
- ・抽選を行う場合は、9月5日（金）に非公開で行い、抽選結果は郵送にてお知らせします。
- ・抽選は申請書ごとに行いますが、夫婦または親子等（3親等以内）でまとめて抽選を希望される場合は、環境政策課へその旨をお伝えください。
- ・抽選結果を確認した後に辞退（キャンセル）することも可能です。

### ②申請後に辞退（キャンセル）する場合は、辞退届を提出していただきます。

### ③ご家族等で同時に申請される場合は、申請者それぞれに住民票等の必要書類を用意してください。

### ④提出書類の記載内容が事実と異なる等の不正な申込みを確認した場合や、書類不備による訂正・再提出等が当課の指定する期日までに完了しない場合は、申請を無効とします。

### ⑤申請者の複数申請や被埋蔵者の重複申請は、申請分すべてを無効とします。

### ⑥申請後に被埋蔵者を変更することや、追加することはできません。

### ⑦生前申請の方は、申請者の死後に申請者の焼骨の埋蔵手続きを行う「埋蔵手続予定者」の選定が必要です。埋蔵手続予定者は、どなたでも選定可能ですので事前に親族等で話し合って決めてください。

⇒なお、夫婦で共に生前申請を行い、お互いを埋蔵手続予定者にされる方は、将来どちらかが死亡した場合、埋蔵手続予定者が不在となってしまいます。

ご自身の将来のため、事前に他の親族の方等とも相談しておいてください。

### ⑧提出された書類は返却しません。

### ⑨墓地の使用権は、譲渡や転貸することはできません。

### ⑩利用許可日から3年以内に埋蔵手続きをお願いします。（生前申請を除く。）

**取得した個人情報、知多墓園管理以外での用途には使用しません。**

## 利用者の決定

### ●令和7年10月14日（火）から、利用者決定通知書を送付します。

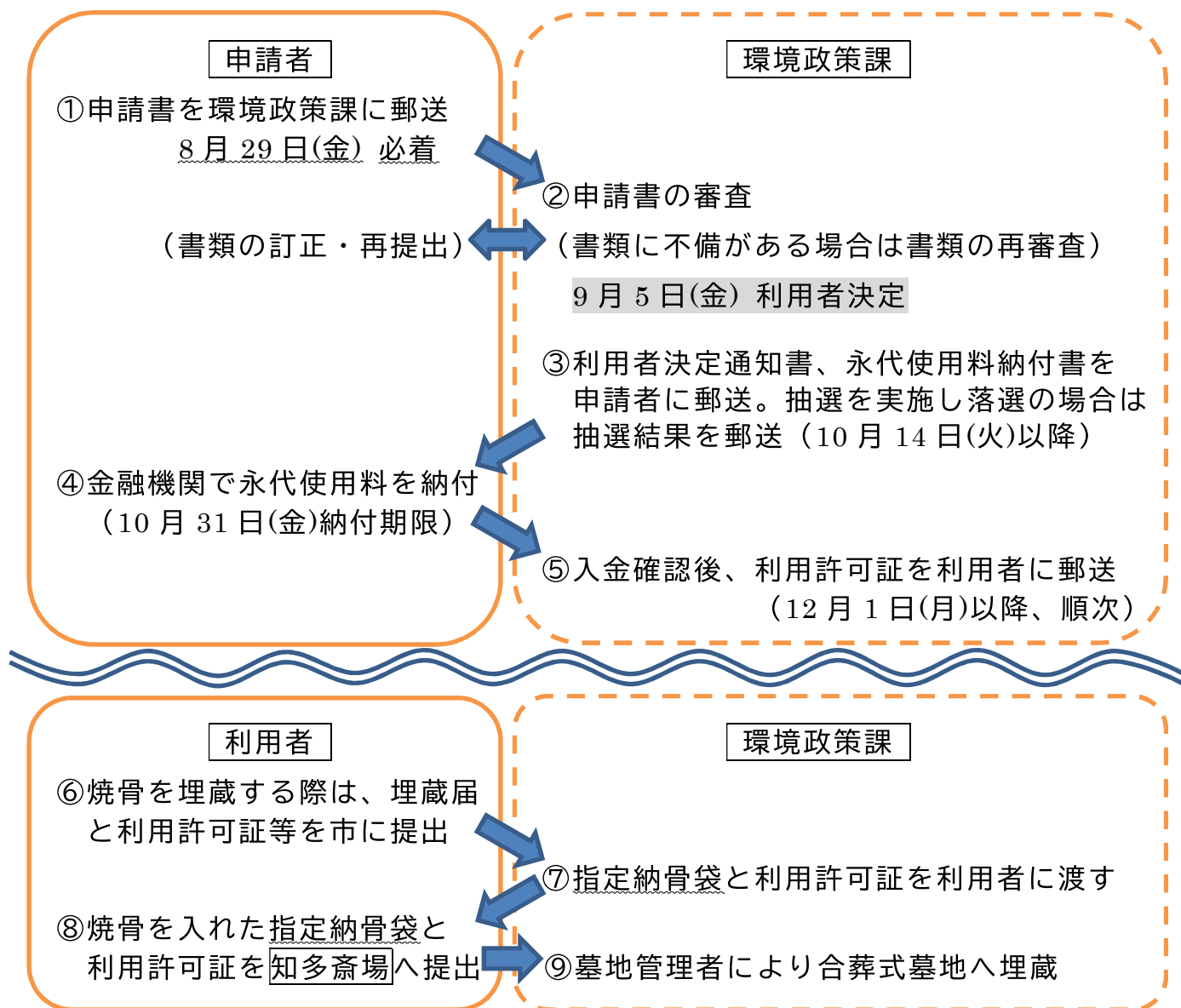
（抽選を実施した場合、落選された方には抽選結果通知を送付します。）



## 利用開始について

- 利用者決定通知書に同封する納付書によって永代使用料が納付されたことを確認後、利用許可証を郵送します。その後に埋蔵手続きをお願いします。
- 指定期日までに永代使用料が納付されない場合は、利用決定を取り消します。

## 申請から埋蔵までの主な流れ



※期日、期間等の各日程は変更となる場合があります。

## 問合せ先

知多市 環境経済部 環境政策課 知多墓園担当

電話番号 (0562) 36-2661 (直通)

メール: [kankyou@city.chita.lg.jp](mailto:kankyou@city.chita.lg.jp)

ホームページ: <https://www.city.chita.lg.jp/>

## よくある質問（Q & A）

Q 1：知多市民ではないが、申請を行いたい。

⇒市外在住者でも知多市内に墓所を有する方であれば申請できます。

Q 2：今は健在の家族だが、将来的に家族全員が合葬式墓地に入りたい。

⇒生前申請ができるのは、申請者本人分のみです。全員が自分の分を申請していただくことが必要です。

Q 3：複数の焼骨を1つに合わせて、1つの場所に一緒に埋蔵できるか。

⇒できません。1つの場所に埋蔵できるのは、1体分の焼骨です。永代使用料は、焼骨1体分につき15万円を納付していただきます。

Q 4：焼骨の埋蔵を自分で行いたい。埋蔵の日に立ち会いたい。

⇒焼骨は墓地管理者で埋蔵します。埋蔵日の指定や立会いはできません。

Q 5：家族の焼骨を隣り合うように埋蔵してほしい。

⇒埋蔵する場所は、指定できません。場所をお知らせすることもできません。

Q 6：故人の名前や戒名を合葬式墓地に残せるか。

⇒故人の氏名等が書かれた銘板や、私物等の設置はできません。

Q 7：埋蔵した焼骨は将来的に取り出せるか。改葬や分骨はできるか。

⇒納骨袋に入れた焼骨を芝生下の土の中に埋蔵し、自然に還す形態です。埋蔵後は焼骨の返還、改葬及び分骨はできません。

Q 8：予定していた被埋蔵者の変更や追加を行うことはできるか。

⇒申請後に被埋蔵者を変更や追加することはできません。

Q 9：永代供養ではないのか。

⇒利用許可を受けることで永代使用していただけますが、市では宗教的活動をできないため供養は行いません。

Q 10：不要となった場合や埋蔵しないことになった場合、利用権を返還できるか。

⇒埋蔵前であれば権利を返還することができます。焼骨を埋蔵せずに、利用許可日以後10年以内に権利を返還した場合は、永代使用料を一部返金します。

Q 11：火葬していない遺骨（土葬の場合など）を埋蔵したい。

⇒火葬する必要があります。事前に環境政策課にお問い合わせください。

# 知多墓園案内図

所在地 知多市大興寺字西湊馬 1 5 3 番地



- ・ 名鉄常滑線「朝倉」駅下車→タクシーで約 15 分
- ・ 名鉄常滑線「新舞子」駅下車→タクシーで約 10 分

# 知多墓園墓所案内図

